

## 申3号「人事・賃金制度の改正に関する説明交渉」その3

### 第10項 同一管区内の主動務地外勤務の助勤旅費を廃止する根拠を明らかにすること。

#### 組 合

- ・同一管区内の助勤旅費を廃止するのは、なぜこの時期なのか。
- ・管区内で他の勤務個所で働くことに対する考え方。

#### 会 社

- ・駅務管区制の趣旨を踏まえ、今回の改正を機に助勤旅費の支給方を変更することとした。
- ・管区制のため同一管区内で働くことは、自分の個所で勤務することになる。

### 第11項 繁忙手当を東京駅、上野駅および大宮駅で勤務する社員に対して支給する根拠を明らかにすること。

#### 組 合

- ・新幹線駅を支給対象とした理由は何か。
- ・一般的に、繁忙期の時期に働く手当ではないか。

#### 会 社

- ・新幹線の増発着による業務量増が顕著であることから繁忙手当を支給することとした。
- ・年末年始に新幹線は610本増発着している。

### 第12項 等級と職名の移行措置をどのようにするのか明らかにすること。

#### 組 合

- ・駅務系の1等級2等級3等級の移行措置についてどうなるのか。

#### 会 社

- ・勤務年数や人事考課に基づいて、新制度の等級・職名に移行する。

### 第13項 基本給改定に伴う過渡的措置を明らかにすること。

#### 組 合

- ・今年、5年目を迎える社員に対してどのような移行を行うのか。
- ・これまでの制度で5年に一度の賃金改定をしている。1年ごとに経過措置をするのか。

#### 会 社

- ・2018年4月1日現在で勤続年数5年に達するエキスパート社員に対しては、賃金規程に定める基本給改定を行うこととなるが、勤続年数1年(6年)から4年(9年)に達すエキスパート社員に対しても勤続年数の割合に応じて賃金規程に準じた基本給改定を行うこととする。

### 第14項 特別退職および普通退職に伴う退職金の基となる係数(支給率)を変更する根拠を明らかにすること。また、定年退職日の変更を明らかにすること。

#### 組 合

- ・退職金算定の基となる支給率を下げた理由は何か。
- ・勤続35年以上の場合で支給率を下げたことで減額にならないのか。

#### 会 社

- ・退職金算定の基となるのは基本給と係数(支給率)であり、今回、等級毎に基本給範囲を設定することから係数(支給率)を変更することとした。また、定年退職者数の平準化を図るため、今回の改正を機に定年退職日を変更することとした。現行制度の支給より下回らない。